

# パートタイマー労働法・労働契約法実務講座



パート等労働者は、約7割もの事業所で雇用され、約1200万人にも及んでいます。少子高齢化および労働力人口の減少していくなか、増え続けているパートタイム労働者がその能力を一層発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正され、平成20年4月から施行、3月には労働契約法も施行されました。今回のセミナーでは、改正後2年が過ぎましたが、改めてパートタイム労働法・労働契約法のポイントや企業として取り組む必要がある事項や就業規則の作成、改定のポイントをわかりやすく解説します。すでに取り組んでいる企業におかれては、改めて検証する良い機会にしてください。また、今後の未払い残業代に対する訴訟等、予測される問題点も合わせてお話を致します。また昨今の不況下での雇用を維持するために、パートタイム労働者への具体的な事例解説も致します。

## <講座内容>

### I. 改正パートタイム労働法・労働契約法の経緯と概要

- (1) 「パートタイム労働者」とは「通常の労働者」とは
- (2) なぜパートタイム労働法の改正や労働契約法が必要になったのか
- (3) 概要とポイント

### II. パートタイム就業規則と労働契約

- (1) 就業規則の作成・変更手続き
- (2) 就業規則に規定すべき項目ごとの注意点  
(採用・労働時間・休日・休暇・賃金・定年・退職等)
- (3) 労働契約の内容と就業規則の関係
- (4) 期間定めのある労働契約

### III. パートタイマーの労務管理の対応と事例

今年度の個別紛争の予測は…。(未払い賃金請求が増加するのでは…。)  
この対応で、労働紛争の火種になってしまった例など。

講師

社会保険労務士

徳畑 園恵 氏

昭和47年、明治学院大学社会学部社会福祉学科を卒業後、(社団)障害者雇用促進協会入社。第1回障害者技能五輪『アビリンピック』開催に携わるなど、社会保険労務士としては異色の経歴を持つ傍ら、本業である特定社会保険労務士(紛争解決手続代理業務)をはじめ、年金アドバイザー、年金指導員、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど、人に関わるプロとして活躍。現在、東京都社会保険労務士協会、女性委員会会員。また、東京都の新任社会保険労務士の勉強会等の講師として後進指導を行なう。労務コンサル・顧問など250社以上の企業整備を行なう。

【日 時】平成22年10月22日(金) 13:30~16:30

【会 場】朝日信用金庫西町ビル 7階会議室

【受講料】会員1,000円 非会員2,000円(税込)

(当日受付にて頂戴いたします。)

先着60名様

下記に必要事項をご記入いただき、**FAX**にてお申込ください。  
定員を超え、参加頂けない方のみご連絡いたします。

お申し込みは

**FAX 5818-1141**

(社) 上野法人会 TEL 03-5818-1151  
〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階

10/22 【パートタイマー労働法講座】

ホームページ

※本申込書は、当日の受付の際にもお出しください。

参加者名

法人名

会員No. (宛名シールに記載)

TEL

FAX